

## 鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入促進に関する条例

### 前文

私たちの生活は多くのエネルギー消費の上に成り立っています。しかし大量生産・大量消費というライフスタイルは、地球温暖化の原因になっています。このまま放置すれば、世界規模の砂漠化の進行や海面上昇にとどまらず、食料不足、飲料水の枯渇、生態系の破壊など、人類の生存基盤である地球環境への深刻な影響が予想されます。資源を過剰に消費せず有効活用するよう、省エネルギーの推進を図るとともに環境にやさしい再生可能なエネルギーの創出が求められます。

また、2011年3月に発生した東日本大震災に伴う原発事故は、原子力発電にも依存できないことを明らかにしました。まさに、エネルギー政策の転換を図ることが急務となっています。

鎌倉市は、歴史的文化遺産を持ち、海と豊かな緑に囲まれたまちです。エネルギーの効率的な利用を推進し、再生可能なエネルギーの導入に積極的に取り組むことにより、将来に渡って持続可能な循環型社会のシステムを構築するためにこの条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進について、鎌倉市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定め、環境保全に貢献するとともに市民の快適な生活の安定に寄与することを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に在住、在勤、在学する者をいいます。
- (2) 事業者 市内で事業を営む者をいいます。
- (3) 省エネルギー エネルギーの使用の節約及び効率化を図ることをいいます。
- (4) 再生可能エネルギー 次の各号に掲げるエネルギーをいいます。
  - ア 太陽光、太陽熱、風力及び水力等を活用して得られるエネルギー
  - イ 間伐材、剪定枝、建築廃材、下水汚泥及び生ごみ等のバイオマスから得られるエネルギー
  - ウ 工場、変電所、焼却炉等から得られる熱を再利用して得られるエネルギー
  - エ 廃食用油その他食用としない植物資源によるバイオエタノール燃料から得られるエネルギー

### (エネルギー計画の策定)

第3条 市は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に向けて、数値目標を明示した基本的な計画を策定するものとします。

- 2 市長は、計画の策定に当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映するよう必要な措置を講じます。
- 3 市長は、計画の進捗状況については毎年市民に公表します。

### (市の責務)

第4条 市は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に向けて、次の各号

に掲げる事項に積極的に取り組むものとします。

- (1) 市民、事業者に対する省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する確かな情報の提供と必要な支援
- (2) 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関連する産業の育成
- (3) 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に取り組む地域づくり
- (4) 次世代を担う子どもへのエネルギー利用と環境のあり方についての教育に関する取り組みへの支援
- (5) 公共施設における省エネルギーシステムの導入及び太陽光発電装置設置等の省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進の施策の実施

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に積極的に努めるとともに、市が実施する施策に協力する責務を有します。

(市民の責務)

第6条 市民は、日常生活において、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に積極的に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとします。

(表彰)

第7条 市は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関し特に功績のあったものに対して、表彰その他の必要な措置を講じるものとします。

(市民や事業者の意見の反映)

第8条 市は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する施策に対して、市民や事業者の意見が反映できるよう必要な措置を講じるものとします。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定めるものとします。

附則

この条例は、平成24年6月1日から施行します。